

木材流通のスマート化に係る「木材検収及び強度推定アプリ」の 開発業務委託企画提案募集要領

本要領は、京都府が実施する木材流通のスマート化に係る「木材検収及び強度推定アプリ」の開発業務を委託する者を選定するために行う、公募型プロポーザルの実施に必要な事項を定めたものである。

1 事業の趣旨・目的

京都府農林水産技術センター農林センター森林技術センターでは、府内産木材の利用拡大のため、「画像等を利用した丸太情報の見える化と木材流通のスマート化」に関する研究を実施している。

現在、木材市場等では、丸太の仕分け、長さ・径級等の計測・記録から伝票作成まで人手に頼っており、現場からは、ICT技術等を活用した流通の合理化と低コスト化が強く求められている。

また、木造公共建築物等では品質確保の観点から、強度を測定した製品が必要とされる。しかし、製材所や集成材工場では、購入した丸太を製材・乾燥した後に強度を計り出荷するが、木材は強度のバラツキが大きいため、製品強度を確保できるものしか使用できず、歩留まりが約50%に留まっている。府内中小製材所等の競争力の強化には、丸太を購入する前に、製品強度を担保できる選別技術が不可欠となっている。

そこで、はい積みされた丸太の画像から本数・径・材積を解析する「木材検収アプリ」と、丸太の固有振動数から製品強度を推定する「強度推定アプリ」を開発し、木材流通の合理化と低コスト化を実現する。（別添図参照）

2 業務概要

(1) 委託業務名

木材流通のスマート化に係る「木材検収及び強度推定アプリ」の開発業務委託

(2) 業務内容

別添「企画提案仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

(3) 契約期間

契約日（令和2年9月下旬予定）～令和3年2月26日まで

ただし、1年目の試作品を基に、2年目及び3年目には、現地での実証試験等を通じ精度の向上を予定している。

このため、1年目の成果により、2年目以降に単独随意契約を締結することがある。なお、令和2年度の契約により、令和3年度以降も契約が保証されたものではなく、予算確保の状況等により、当初の計画よりも減額、または業務を打ち切る場合がある。

(4) 委託上限額

4,950千円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格要件

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 京都府税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、京都府の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。

- ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

4 参加手続き

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒629-1121 京都府京丹波町本庄土屋1番地
 京都府農林水産技術センター農林センター森林技術センター
 電話：0771-84-0365 FAX：0771-84-0366
 メールアドレス ngc-shinrin@pref.kyoto.lg.jp

(2) 募集要領等の配布

- ア 配布期間：公募開始日から令和2年9月14日（月）まで
 （土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）
- イ 配布場所
 上記（1）の担当部署で配布するほか、京都府ホームページ「入札・プロポーザル情報」
 （<http://www.pref.kyoto.jp/shinchaku/nyusatsu/index.html>）からダウンロードできる。

(3) 応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法

- ア 提出期限：令和2年9月14日（月）午後5時
 ※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。
- イ 提出場所：（1）に同じ。
- ウ 提出方法：持参（平日の午前9時から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）
 ※郵送の場合は、（1）まで電話連絡し、到着確認のこと。

5 質疑・回答

- (1) 受付期限：公募開始日から令和2年8月20日（木）午後5時必着
- (2) 質問方法：持参のほか、郵便、FAX又は電子メールにより、4（1）に提出すること。
- (3) 質疑様式等：様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。
 - ア 件名は「木材流通のスマート化に係る「木材検収及び強度推定アプリ」の開発業務委託に関する質問」とすること。
 - イ 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを記載すること。
 - ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。
 ※持参以外の場合は、（1）まで電話連絡し、到着確認のこと。なお、企画提案書の審査に係る質問には回答しない。
- (4) 回答方法：質問への回答は京都府ホームページ「入札・プロポーザル情報」
 （<http://www.pref.kyoto.jp/shinchaku/nyusatsu/index.html>）に掲示し、個別には回答しない。

6 応募書類

(1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式1）
- イ 企画提案書（任意様式）※12部
- ウ 価格提案書（見積書）（様式2）
- エ 営業経歴書（様式3）

- オ 3（5）及び（6）等に該当しない旨の宣誓書（様式4）
- カ 京都府税の滞納がないことの証明（様式5）
- キ 消費税及び地方消費税の納税証明
※カ及びキについては、発行日から3ヶ月以内のもの。コピー可。
- ク 使用印鑑届（様式6）
- ケ 共同企業体で参加の場合
 - （ア）共同企業体届出書
 - （イ）共同企業体協定書
 - （ウ）委任状
- コ 提案者が法人の場合は、以下の書類を添付のこと。
 - （ア）法人登記簿謄本（1部）※発行日から3ヶ月以内のもの。コピー可。
 - （イ）法人定款
- サ 提案者が任意団体の場合は、以下の書類を添付のこと。
 - （ア）団体の規約
 - （イ）役員一覧※カ、キ及びコについては、京都府競争入札参加資格名簿掲載事業者を参加資格としている場合は不要

（2）企画提案書の作成方法

『木材流通のスマート化に係る「木材検収及び強度推定アプリ」の開発業務委託企画提案書作成要領』のとおり。

なお、真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。

（3）提出された応募書類の取扱い

ア 提出された企画提案書は、本プロポーザル手続における契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、京都府情報公開条例に基づき取り扱うこととする。

イ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

ウ 提出された応募書類は返却しない。

エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

オ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

7 評価方法等

（1）評価基準

別紙「評価基準」のとおり

（2）プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書及び価格提案書（見積書）について、30分程度のプレゼンテーション及びヒアリングを15分程度実施する。プレゼンテーションの様式は任意であり、パソコン等を使ってプレゼンテーションを行う場合は、京都府がスクリーン及びプロジェクタを準備する。

実施日：令和2年9月18日（金）

※時刻、会場等の詳細は別途通知する。

（3）評価方法

企画提案書、価格提案書（見積書）、プレゼンテーション及びヒアリングについて評価基準に基づいて、外部有識者の意見（採点等）を聴取した上で評価する。

（4）候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者のうち、（3）の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書（見積書）の金額が最も安価な者を契約の相

手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書（見積書）を再作成し、再提出された価格提案書（見積書）の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イに関わらず、総合点が 60 点未満の場合は、候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 価格提案書（見積書）の金額が 2（4）の委託上限額を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 評価に係る外部有識者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

8 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日に、下記項目において京都府公募型プロポーザル案件情報ホームページにおいて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

- (1) 候補者の名称、総合点及び選定理由
- (2) (1) 以外の参加者の名称及び総合点
 - ※ (1) 以外の参加者の名称は五十音順、総合点は点数順で表記する。
 - ※参加者が 2 者の場合、次点者の得点は公表しない。
- (3) 外部有識者の所属及び役職名並びに氏名

9 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と京都府との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 委託者は契約金額の 100 分の 10 の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、京都府会計規則 159 条の第 2 項各号のいずれかに該当する場合は契約保証金を免除する。
- (3) 契約代金については、精算払いとする。
- (4) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

10 その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合には、書面により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び価格提案書については、1 者につき 1 提案に限る。
- (3) 参加表明書を提出した後、企画提案書及び価格提案書（見積書）の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、府から指示があった場合を除く。
- (4) 参加表明書を提出した後、府が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、プレゼンテーション及びヒアリングに要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位とする。
- (7) 参加者が 1 者の場合は、本プロポーザル手続を中止することがある。